

認定こども園 能美市立寺井保育園

【重要事項説明書】

令和7年4月

この重要事項説明書は卒園されるまで大事に保管してください。

【施設の目的及び運営の方針】

(1) 施設の運営について

種別	保育所型認定こども園	
施設名	能美市立 寺井保育園	
所在地	石川県能美市寺井町た 8 番地 5	
連絡先	電話番号 0761-57-0323 FAX 番号 0761-57-0366	
施設長氏名	小西 玉青	
開設年月日	昭和 25 年 9 月 1 日	
開園時間	7 時 30 分から 19 時	
休業日	日曜日	
	国民の祝日に関する法律に規定する休日	
	年末・年始（12月29日～翌年1月3日）	
	夏季休暇（8月11日～8月17日） ※1号認定児童のみ	
春季休暇（卒園式翌日～翌年度4月1日） ※1号認定児童のみ		
通常保育時間	1号認定	<u>8:30～12:30（4時間）</u> ※12:30～16:00 は預かり保育料がかかります ※7:30～8:00 と 16:30 を超えると延長料金がかかります
	2号認定・3号認定	短時間 <u>8:00～16:00</u> ※7:00～7:30 と 16:30 を超えると延長料金がかかります
	標準時間	<u>8:00～16:00</u> ※7:00～7:30 と 18:30 を超えると延長料金がかかります

(2) 主な施設・設備の概要

敷地	敷地全体	6, 569.28 m ²
	園庭	1, 362.96 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 1階建て
	延べ	1, 799.85 m ²
	建築年月日	平成 27 年 3 月 31 日

(3) 教育・保育の内容

- ・認定こども園能美市立寺井保育園は、保育所保育指針に基づき、一人ひとりの子どもの育ちや教育・保育給付認定保護者の子育てを支え、地域に根ざした保育を目指すことを理念とします。
- ・認定こども園能美市立寺井保育園は、子ども育成体験推進事業の一環として、特色ある保育に取り組み地域愛の育成に務めています。
- ・認定こども園能美市立寺井保育園は、「食と健康」、「食と人間関係」、「食と文化」、「命の育ちと食」、「料理と食」に基づき、食を営む力の基礎を培うことに務めています。

【利用定員・クラス名】 (令和7年4月1日 現在)

	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
		クラス名	もも2	もも1	たんぽぽ	すみれ	ばら	ひまわり
利用定員	1号	一人	一人	一人	3人	2人	3人	8人
	2号・3号	30人	33人	28人	19人	33人	29人	172人
	合計	30人	33人	28人	22人	35人	32人	180人

【職員の職種、員数及び勤務の内容】（令和7年4月1日 現在）

職種	員数	内訳		備考
		常勤	非常勤	
園長	1 人	1 人	0 人	
副園長	1 人	1 人	0 人	
主任保育士	3 人	3 人	0 人	
保育士	29 人	10 人	19 人	
看護師	1 人	0 人	1 人	
保育補助	7 人	1 人	6 人	
栄養士	3 人	2 人	1 人	
調理師	2 人	1 人	1 人	

【入園等の手続きについて】

- ・入園の申込期間内に「教育・保育給付認定(現況) 申請書兼入園申込書」を受け取り、当園に提出してください。

※その他、必要な書類等の詳細は該当する年度の「能美市立認定こども園入園手続きのご案内」P.4～5を参照ください。

※認定内容や世帯等に変更があった場合は、速やかに利用中の施設までお知らせください。

申請書の内容や証明書に虚偽の記入があった場合は、入園の承諾が取消となる場合があります。

【保育料・副食費等】

- ・毎月原則として末日に金融機関より振替となります。残高の確認をお願いします。末日が金融機関休業日の場合は、翌営業日が振替日となります。

※12月のみ25日となります。

(1) 保育料の決定方法

① 対象児童年齢

保育料は4月1日時点の年齢で算定し、年度の途中で年齢が変わっても保育料は変わりません。但し、認定区分に変更があった場合は、保育料が変更となることがあります。

② 算定対象となる保護者等

保護者（父母）の市民税の合算額で算定します。但し、父母ともに市民税非課税の場合は、同居（同番地）の祖父母等の市民税により算定されます。

③ 市民税の課税状況

市民税の課税の有無と、市民税所得割の額を保育料の算定に用います。

市民税所得割の額は、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄附金等特別控除などは適用せず、これらの税額控除前の額で算定します。保育料は9月に切り替えとなります。

(2) 保育料の軽減について

- ① 3歳児から5歳児クラスの保育料は無料となります。
- ② 18歳(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)以下の児童から数えて、2人目の保育料は半額、3人目以降の保育料については無料(所得制限無し)となります。
- ③ 1号認定の方の利用料につきましては、18歳以下の児童から数えて3人目以降の預かり保育料が無料となります。
- ④ 年収360万円未満相当世帯のうち、ひとり親世帯などの要保護者世帯については、生計を一にする子である場合には、上の子どもの年齢制限は無しとなります。

※「生計を一にする」とは

必ずしも同居を必要とせず、勤務、就学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には生活をともにしている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合をいいます。

(例：親元を離れ、寮で暮らす高校生など)該当すると思われる場合は市へご連絡ください。)

(3) 副食費(おかず・おやつ等)について 【3歳児クラスから5歳児クラス対象】

- ① 副食費(おかず・おやつ等)は、保護者の負担になります。
※主食は、持参となります。
ただし、週1回(原則として火曜日)保育施設で主食の提供があります。
- ② 副食費(おかず・おやつ等)については、月額4,000円の徴収となります。
※第3子以降の方、年収360万円未満相当の世帯については、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。また、ひとり親世帯などの要保護者世帯について所得等により免除される場合があります。

(4) ひとり親世帯・障害者のいる世帯等の要保護者世帯の保育料

要保護者世帯は、保育料等の減額の対象となる場合があります。

※要保護者世帯とは、ひとり親と認定される児童扶養手当を受給している世帯や世帯員が障害者手帳等を所持しており、写しを提出している世帯等です。(所得制限あり)

(5) 保育料等の減免について

災害等により住居が被災された場合や、長期に渡り休園する場合など、申請により保育料等が減免できる場合があります。該当する場合は、利用中の園までお問い合わせください。

※休園の期間は最大で2ヶ月までとなります。

利用者負担額（保育料）

※18歳以下の児童から数えて2人目の保育料は半額、
3人目以降の保育料は無料（所得制限無し）となります。
※（ ） はひとり親世帯等が対象となります。

《保育認定2・3号 保育標準時間》

階層区分		保育標準時間					
		3号				2号	
		0歳児		1・2歳児		3歳以上児	
		第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子
1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円		
2	市民税非課税世帯【～約260万円】						
3	市民税所得割課税額 48,600円未満【～約330万円】	17,000円 (8,000円)	0円	15,000円 (7,000円)	0円		
4	市民税所得割課税額 57,700円未満 (77,101円未満)【～約360万円】	24,000円 (9,000円)	0円	19,000円 (9,000円)	0円	0円	0円
	市民税所得割課税額 97,000円未満【～約470万円】	24,000円	12,000円	19,000円	9,500円		
5	市民税所得割課税額 169,000円未満【～約640万円】	31,000円	15,500円	24,000円	12,000円		
6	市民税所得割課税額 301,000円未満【～約930万円】	33,000円	16,500円	26,000円	13,000円		
7	市民税所得割課税額 301,000円以上【約930万円～】	34,000円	17,000円	27,000円	13,500円		

《保育認定2・3号認定 保育短時間》

階層区分		保育短時間					
		3号				2号	
		0歳児		1・2歳児		3歳以上児	
		第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子
1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円		
2	市民税非課税世帯【～約260万円】						
3	市民税所得割課税額 48,600円未満【～約330万円】	16,000円 (7,500円)	0円	14,000円 (6,500円)	0円		
4	市民税所得割課税額 57,700円未満 (77,101円未満)【～約360万円】	23,000円 (9,000円)	0円	18,000円 (9,000円)	0円	0円	0円
	市民税所得割課税額 97,000円未満【～約470万円】	23,000円	11,500円	18,000円	9,000円		
5	市民税所得割課税額 169,000円未満【～約640万円】	30,000円	15,000円	23,000円	11,500円		
6	市民税所得割課税額 301,000円未満【～約930万円】	32,000円	16,000円	25,000円	12,500円		
7	市民税所得割課税額 301,000円以上【約930万円～】	33,000円	16,500円	26,000円	13,000円		

《教育認定1号認定》

階層区分		1号認定・3歳以上児					
		教育標準利用		預かり保育を利用する場合			
		教育標準保育料		預かり保育料	教育標準 + 預かり保育料		階層区分
		8:30～12:30		12:30～16:00	8:30～16:00		
第1子	第2子	第1子	第2子				
1	生活保護世帯			0円	0円	0円	1 生活保護世帯
2	市民税非課税世帯 (所得割非課税及び均等割課税世帯を含む) 【～約270万円】						2 市民税非課税世帯
3	市民税所得割課税額 77,100円以下【～約360万円】						3-① 市民税所得割課税額 48,600円未満
							3-② 市民税所得割課税額 77,100円以下
4	市民税所得割課税額 211,200円以下【～約680万円】	0円	0円	2,000円	2,000円	2,000円	4-① 市民税所得割課税額 97,000円未満
							4-② 市民税所得割課税額 169,000円未満
							4-③ 市民税所得割課税額 211,200円以下
5	市民税所得割課税額 211,201円以上【約680万円～】						5-① 市民税所得割課税額 301,000円未満
							5-② 市民税所得割課税額 301,000円以上

【延長保育】

・延長保育料のかかる時間帯は、認定内容によって異なります。

区分 ※7時30分より前の保育実施園は、 大釜屋・長野・豊美・辰口保育園のみ	料金	対象となる方		
		保育認定（2号・3号）		教育認定（1号）
		標準時間	短時間	
（早朝） 7時～7時30分	100円/回	○	○	○
（早朝） 7時30分～8時	100円/回	—	—	○
（夕方） 16時30分～17時	100円/回	—	○	○
（夕方） 17時～17時30分	100円/回	—	○	○
（夕方） 17時30分～18時	100円/回	—	○	○
（夕方） 18時～18時30分	100円/回	—	○	○
（夕方） 18時30分～19時	100円/回	○	○	○

【休日保育】

- ・休日保育は能美市立寺井保育園で実施しています。
(利用を希望される場合は、保護者の勤務等が条件となり、事前の申請が必要です。)
- ・休日保育を希望される場合は、原則として保護者の勤務休日が園児の保育園代休となります。代休を取ることができない場合の利用者負担額は以下のとおりです。

利用時間	利用者負担額
午前7時30分～午後6時	3,000円
午後6時～午後7時	300円
4時間以内	1,500円

【諸経費】

- ・写真は専用のサイト「スナップスナップ」で購入となります。園行事の写真や保育士が写した写真を保護者が見て選び購入していただくシステムです。
 - ・保護者会費（年間3,600円）や制服（3,740円）・カラー帽子（1,000円）など必要に応じて集金します。
- ※その他、入園・進級に際し必要なものについては入園のしおり参照

【非常災害時について】

- ・火災、地震、風水害等の非常災害に対し園児の安全を確保するための計画及びマニュアルに基づき対策を講じています。年間計画に基づき月1回、避難訓練を実施しています。

○災害が発生した場合の避難場所

	火災	地震	風水害
第一避難場所	保育園園庭	保育園園庭	寺井地区公民館
第二避難場所	寺井地区公民館	寺井地区公民館	寺井地区公民館

【相談・要望の受付、苦情解決】

① 相談受付

相談・要望受付担当者	副園長	連絡先 0761-57-0323
相談・苦情解決責任者	園長	

② 要望・苦情等への対応方法

・要望・苦情等の内容を受付けた場合には、適切に対応し、要望・苦情等の内容を記録します。また、市との協議において改善が必要と考えられる場合には、必要な改善を図るよう努め、市とも情報を共有します。

【保険に関する事項】

賠償責任保険として以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立法人日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済給付
保険料	365 円／年
保険金額	死亡見舞金 3,000 万円（通園中 1,500 万円） 障害見舞金 4,000 万円～88 万円 医療費・医療保険並の療養に要する費用額の 4 / 1

【虐待の防止のための措置に関する事項】

当園では、利用子どもの人権の養護・虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう務めています。

虐待防止責任者 園長

【守秘義務について】

能美市が定める個人情報保護法施行条例に基づき、個人情報保護を図ります。

市が利用者負担額（保育料）の算定及び教育・保育給付認定、施設等利用給付認定等、給付事務に必要な範囲に限って利用します。

【個人情報について】

写真注文等のためスナップスナップにアップした写真や園行事の際に保護者の皆様が撮影された写真・動画に関しても、ご自分のお子様以外の園児が写っている写真は SNS 等に掲載しないでください。

注意事項

この【重要事項説明書】は卒園されるまで大事に保管してください。

変更事項があった場合は、その都度差し替え文章でお知らせします。

